

「(仮称) 墨田区地域公共交通計画」の策定について

1 策定の目的

交通ネットワークは、地域の暮らしと産業を支える社会基盤の一つであるが、将来的な人口減少社会の到来、リモートワークや時差出勤などの働き方の多様化に伴う交通利用者の減少、交通事業者における深刻な運転士不足等により、公共交通を取り巻く環境が大きく変化している。

一方で、近年では自動運転の実証実験や新モビリティの登場など、交通に係る様々な新技術が開発され、より利便性の高いサービス提供に大きな期待が寄せられている。

このような社会環境の中、本区においては区民の足として定着してきた区内循環バスの利用者の減少や燃料費のコスト高による収支率の悪化等の課題を抱えているほか、地下鉄8号線の延伸等を踏まえた今後の区内交通の在り方について、総合的に検討する必要性が生じている。

これらのことから、誰もが安全・快適で使いやすい持続可能な交通ネットワークを形成するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域公共交通に関する考え方や方向性を示す「(仮称) 墨田区地域公共交通計画」を策定する。

2 根拠法令

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)
※本法律に基づき、「(仮称) 墨田区地域公共交通計画」を策定する。

3 計画期間

令和7(2025)年度～令和16(2034)年度(10年間)

4 今後のスケジュール(予定)

令和5年度 ・基礎調査の実施

- ①区民アンケートの実施
 - ②交通事業者等へのヒアリング
 - ③交通機関の利用状況把握 等
- ・議会報告(基礎調査結果について)

令和6年度 ・(仮称) 墨田区地域公共交通活性化協議会の設立
・議会報告((仮称) 墨田区地域公共交通計画(素案)の策定について)
・パブリック・コメントの実施
・(仮称) 墨田区地域公共交通計画の策定